

つるぎ町の財務書類

【総務省方式改訂モデル】

平成23年度

○新地方公会計制度に基づく財務書類の作成について

総務省において平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」及び平成19年10月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表されています。つるぎ町においては、これらの報告書に示されている方式のうち「総務省方式改訂モデル」に基づいて財務書類を作成しています。

「総務省方式改訂モデル」は、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するもので、固定資産台帳の整備については段階的に整備を進めていくことが認められており、全国の約85%以上の市町村が採用している方式です。

I 財務書類整備の目的

地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用しています。一方で、地方公共団体を取りまく厳しい財政状況の中で、平成18年8月の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務事務次官通知）」により、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という目的を達成するため財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の整備が要請されました。

1 説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

2 財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

II 財務書類の構成について

新地方公会計モデルの財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表から構成されます。

1 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末（以下「基準日」という。）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを対照表示した財務書類です。

貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の「資産」「負債」「純資産の残高」が明らかにされます。

「資産」は、将来の資金流入をもたらすもの及び将来の行政サービス提供能力を有するものに整理されます。

「負債」は、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。

「純資産」は、資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金など将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額などが計上されます。

2 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益を対比させた財務書類です。

その差額により、地方公共団体の1会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき純経常行政コストが明らかにされます。

3 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかにされます。

4 資金収支計算書

資金収支計算書は、1会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを「経常的な経費」「公共資産の整備に要する経費」「投資及び財務的な経費」の異なる三つの要素に分けて表示した財務書類です。

○平成23年度決算つるぎ町普通会計財務書類について

I 普通会計財務書類作成の前提条件

財務書類は、総務省が提示した総務省改訂方式を採用しています。この方式は、全自治体が毎年必ず作成する全国的な財務統計である地方財政状況調査（決算統計）を基礎データとするため、データの妥当性・統一性・収集の簡易性等が最大の特徴となります。

なお、作成するにあたっての基本的な前提は以下の5項目になります。

1 普通会計を対象

普通会計は、決算統計作成上の概念的な会計で、一般会計に剣山木綿麻温泉事業特別会計を加えたものです。

2 昭和44年度から平成23年度までの決算統計データを使用

決算統計のデータは実際の税等の投下額を示していること、全ての地方公共団体を通じて統一的にデータを把握できること、遡ってデータ収集することが比較的容易にできること等の特長から、合併した旧3町村を含む昭和44年度から平成23年度までの決算統計のデータを取得原価として用いています。

3 取得原価主義

取得原価主義は、過去の実際の支出額を基礎とする会計原則です。

4 1年基準を採用

1年基準は、貸借対照表の表示上、流動、固定を分類するにあたり、基準日の翌日から1年以内に入金または支払の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産、固定負債とする分類基準のことです。

5 作成基準日

作成基準日は、平成24年3月31日とし、出納整理期間（平成24年4月1日から5月31日まで）における資金の出入りは、基準日までに完了したものとみなして処理しています。

Ⅱ 普通会計貸借対照表

貸借対照表は、「資産の部」「負債の部」「純資産の部」から構成されています。

1 資産の部

資産の部は、「公共資産」「投資等」「流動資産」に分類されています。

- (1) 公共資産には、土地、建物、構築物、機械装置、備品など長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される有形固定資産と、売却して現金化することのできる売却可能資産を計上します。有形固定資産の評価は、時価ではなく取得価額とし、決算統計データの普通建設事業費を有形固定資産として計上します。また、国や県等の他団体に支出した補助金、負担金等により形成された資産は、本項目には含まれておらず本表欄外の「他団体及び民間への支出金により形成された資産」に注記として掲載します。
- (2) 投資等には、投資及び出資金、貸付金、基金等（財政調整基金及び減債基金を除く）、長期延滞債権、回収不能見込額を計上します。
- (3) 流動資産には、流動性の高い基金である財政調整基金、減債基金、5月31日時点で現金預金として残った歳計現金及び町税や分担金負担金等の収入未済額（未収金）を計上します。

2 負債の部

負債の部は、「固定負債」「流動負債」に分類されています。

- (1) 固定負債には、地方債償還予定額、債務負担行為のうち実質的に債務が確定しているもの及び基準日において特別職を含む全職員（実際の退職者分は除く。）が普通退職したと仮定した場合に支払う予定の退職手当支給見込額（これらのうち基準日の翌日から1年以内に支払う予定のものは流動負債となるので除く。）を計上します。
- (2) 流動負債には、地方債償還予定額、退職手当支給見込額（これらのうち基準日の翌日から1年以内に支払う予定のものに限る。）、短期借入金、今年度の歳出を歳入では賄いきれなかった際に翌年度の歳入から前倒しして用いる翌年度繰上充用金、未払金及び賞与引当金を計上します。

3 純資産の部

純資産の部は、資産の部の合計額から負債の部の合計額を差し引いた値が計上されており、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」に分類されています。

- (1) 公共資産等整備国県補助金等には、いわゆる国庫支出金及び県支出金のうち資産形成に充当された額を計上します。
- (2) 公共資産等整備一般財源等には、資産形成に充てられた一般財源を計上します。

(3) その他一般財源等には、純資産のうち、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等及び資産評価差額以外のものを計上します。負債として計上された金額の分だけ資産形成がなされていない場合は、この値がマイナスになることがあります。

なお、その他一般財源等は、多くの地方公共団体でマイナスになると考えられています。この理由としては、臨時財政対策債等の資産形成を伴わない負債が存在するためです。

(4) 資産評価差額には、売却可能資産や投資及び出資金など時価評価する必要がある項目に係る時価評価額と取得価額との差額を計上します。

Ⅲ 普通会計行政コスト計算書

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」「経常収益」から構成されています。

1 経常行政コスト

経常行政コストは、行政サービスのどの分野に、どのような種類のコストがいくらかかったかを一覧できるように、「目的別経費」「性質別経費」に分類されています。

(1) 目的別経費は、横項目に表示しており、その目的によって「生活インフラ・国土保全」「教育」「福祉」などに分類しています。

(2) 性質別経費は、縦項目に表示しており、その性質によって「人件費」「物件費」「社会保障給付」などに分類しています。

2 経常収益

経常収益には、行政サービス等の提供あるいは利益を受ける特定の者から徴収する「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」を計上しており、経常行政コストと同様に、「目的別経費」「性質別経費」に分類されています。

Ⅳ 普通会計純資産変動計算書

純資産変動計算書は、「期首純資産残高」「純経常行政コスト」「一般財源」等以下の項目から構成され、それぞれ公共資産等の整備に係るものとそれ以外のものに分類されています。

1 期首純資産残高

期首純資産残高には、当該年度期首に存在している純資産の残高を計上します。

2 純経常行政コスト

純経常行政コストには、行政コスト計算書における「経常行政コスト」から、その財源となった「経常収益」を差引して求められた額を計上します。

3 一般財源

一般財源には、「地方税」「地方交付税」「その他行政コスト充当財源」を計上します。

- (1) その他行政コスト充当財源とは、行政コスト計算書に計上される経常収益以外の経常的な一般財源であって、地方税、地方交付税以外のものをいいます。(地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、財産収入、繰入金、諸収入などが該当します。)

4 補助金等受入

補助金等受入には、国庫支出金及び都道府県支出金の合計額を計上します。

5 臨時損益

臨時損益には、災害復旧事業費などの臨時的に発生した額を計上します。

6 科目振替

科目振替は、計上した額について、実際の充当元に計上されるよう調整する項目です。

7 資産評価替えによる変動額

資産評価替えによる変動額には、新規に売却可能資産を計上した場合又は資産評価替えを行って売却可能資産の時価に変動があった場合にその変動額を計上します。

8 無償受贈資産受入

無償受贈資産受入には、資産を無償で贈与又は受領した場合の資産変動額を計上します。

9 その他

その他には、上記以外に純資産の変動があった場合にその額を計上します。

10 期末純資産残高

期末純資産残高には、上記1から9の合計額を計上します。

V 普通会計資金収支計算書

資金収支計算書は、「経常的収支の部」「公共資産整備収支の部」「投資・財務的収支の部」から構成されています。

1 経常的収支の部

経常的収支の部には、資産形成以外の目的に支出された額とその財源を計上します。具体的には、人件費や物件費、社会保障給付などの行政コスト計算書に計上された支出項目や、地方税、地方交付税などの一般財源が挙げられます。

2 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支の部には、公共資産整備を目的とした支出と、その財源を計上します。

3 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部には、投資及び出資金、貸付などを目的とした支出と、その財源計上します。

○平成23年度決算つるぎ町連結財務書類について

I 連結財務書類作成

地方公共団体は、普通会計の他に上下水道事業、介護保険事業、国保事業等、地域住民に密着した様々な事業を行っています。また、こうした地方公共団体自らが行う事業とは別に、一部事務組合、土地開発公社、第三セクターといった関係団体と連携して行政サービスを実施しています。このように、地方公共団体の財政は普通会計のみで成り立っていないため、地方公共団体全体の資産・負債・コスト・収益等の情報を一覧できる形で示し、財政状況の透明性の一層の向上と説明責任を果たすことを目的として連結財務書類を作成するものです。

1 連結の範囲

連結の範囲は、以下の会計及び団体です。

- (1) 普通会計
 - ・一般会計
 - ・剣山木綿麻温泉事業特別会計
- (2) 公営事業会計
 - ・国民健康保険（事業勘定）事業特別会計
 - ・国民健康保険（施設勘定）事業特別会計
 - ・簡易水道事業特別会計
 - ・介護保険（事業勘定）事業特別会計
 - ・介護サービス事業特別会計
 - ・農業集落排水事業特別会計
 - ・特定環境保全公共下水道事業特別会計
 - ・後期高齢者医療特別会計
 - ・病院事業会計
 - ・水道事業会計
- (3) 一部事務組合・広域連合
 - ・徳島県市町村総合事務組合（滞納整理機構）
 - ・徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合
 - ・徳島県後期高齢者医療広域連合
 - ・美馬地区広域行政組合
 - ・吉野川環境整備組合
 - ・美馬環境整備組合
 - ・西阿老人ホーム組合
 - ・美馬食肉センター組合

- ・美馬西部消防組合
 - ・美馬西部共立火葬場組合
 - ・美馬西部学校給食センター組合
 - ・美馬西部特別養護老人ホーム組合
- (4) 地方三公社
- ・つるぎ町土地開発公社
- (5) 社会福祉法人
- ・つるぎ町社会福祉協議会
- (6) 第三セクター
- ・(株) 貞光ゆうゆう館
 - ・(株) ラ・フォーレつるぎ山

※ 連結財務書類については、連結の範囲に応じて次の名称で表示しています。

- ・普通会計＋公営事業会計＝つるぎ町全体
- ・普通会計＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合＋地方三公社＋社会福祉法人
＋第三セクター＝つるぎ町連結

2 連結の方法

連結財務書類は、普通会計及び特別会計、一部事務組合、広域連合、第三セクター等でそれぞれ作成した財務書類を合算し、連結の対象となる会計又は法人間で内部取引が行われている場合は、それらについて相殺消去を行います。相殺消去は、連結対象会計又は団体内で行われた資金のやり取りについて、収入と支出が二重に計上されないように消去するものです。

また、一部事務組合及び広域連合については、負担割合に応じて連結する比例連結の手法を取ることとされています。

平成23年度 貸借対照表
(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

借方		貸方	
資産		負債	
1 公共資産		1 固定負債	
(1)有形固定資産	33,831,949	(1)地方債	9,119,099
(2)売却可能資産	106,267	(2)長期未払金	0
公共資産合計	33,938,216	(3)退職手当引当金	2,179,701
		(4)損失補償引当金	14,587
		(5)その他	0
2 投資等		固定負債合計	11,313,387
(1)投資及び出資金	641,316	2 流動負債	
(2)貸付金	5,395	(1)翌年度償還予定地方債	1,043,454
(3)基金等	2,294,146	(2)短期借入金	0
(4)長期延滞債権	46,277	(3)未払金	0
(5)回収不能見込額	△ 11,208	(4)翌年度支払予定退職手当	0
投資等合計	2,975,926	(5)賞与引当金	112,980
		(6)その他	0
3 流動資産		流動負債合計	1,156,434
(1)現金・預金	3,115,144	負債合計	12,469,821
(2)未収金	15,106	純資産	
流動資産合計	3,130,250	純資産合計	27,574,571
資産合計	40,044,392	負債・純資産合計	40,044,392

道路や学校など町が行政サービスのため使用する公共施設

現在使用されておらず、売却することが可能な公共資産

町が町民に対して貸し付けている資金残高

特定の目的で積み立てた基金

税等の収入未済のうち、滞納期間が1年以上のもの

現金及び預金の年度末残高

税等の収入未済のうち、滞納期間が1年以内のもの

現在、町が保有している資産の総額

町が発行した地方債元金の残高のうち翌年度以降に償還予定のもの

年度末の特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当

町が発行した地方債元金の残高のうち翌年度に償還予定のもの

翌年度に支払うことが予定されている賞与のうち、当年度の負担相当額

将来世代の負担

これまでの世代の負担や国・県の負担

行政コスト計算書
 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

経常行政コスト	7,441,119
1 人にかかるコスト	1,726,503
(1)人件費	1,484,439
(2)退職手当引当金繰入等	129,084
(3)賞与引当金繰入額	112,980
2 物にかかるコスト	2,485,277
(1)物件費	829,435
(2)維持補修費	47,330
(3)減価償却費	1,608,512
3 移転支出的なコスト	3,088,135
(1)社会保障費	485,859
(2)補助金等	1,113,389
(3)他会計等への支出金	1,451,978
(4)他団体への公共資産整備補助金	36,909
4 その他のコスト	141,204
(1)支払利息	138,141
(2)回収不能見込計上額	3,063
(3)その他行政コスト	0
経常収益	173,489
1 使用料・手数料等	154,077
2 分担金・負担金・寄付金	19,412
純経常行政コスト(経常行政コスト－経常収益)	7,267,630

資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するため要した経費

施設使用料など主に行政サービス提供の過程で得られた受益者負担額

町税や地方交付税等の一般財源で賄わなければならないコスト

純資産変動計算書
 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

期首純資産残高	27,888,365
1 純経常行政コスト	△ 7,267,630
2 一般財源	
(1)地方税	809,251
(2)地方交付税	4,771,978
(3)その他行政コスト充当財源	354,371
3 補助金等受入	1,140,571
4 臨時損益	△ 122,335
5 資産評価替えによる変動額	0
6 無償受贈資産受入	0
7 その他	0
期末純資産残高	27,574,571

当年度当初時点での
純資産残高

当年度末時点での純
資産残高

資金収支計算書
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

経常的収支の部	
支出合計	5,432,942
収入合計	7,860,955
経常的収支額	2,428,013
公共資産整備収支の部	
支出合計	1,262,695
収入合計	614,525
公共資産整備収支額	△ 648,170
投資・財務的収支の部	
支出合計	1,802,999
収入合計	23,708
投資・財務的収支の額	△ 1,779,291
翌年度繰上充入金増減額	0
当年度歳計現金増減額	552
期首歳計現金残高	494,186
期末歳計現金残高	494,738
基礎的財政収支(プライマリーバランス)	1,000,977

道路や施設の取得のために支出した金額とそのその財源となった公債や補助金

行政サービスの提供で必要となる人件費や物件費などの支出と税金などによる収入

支出には基金への積立額や公債の償還額、収入には公債の発行収入や貸付金の回収額等

つるぎ町連結会計

つるぎ町全体会計

普通会計

一般会計、剣山木綿麻温泉事業特別会計

公営事業会計

国民健康保険特別会計（事業・施設勘定）
後期高齢者医療特別会計
介護保険特別会計（事業・施設勘定）

公営企業会計

簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計
公共下水道事業会計、水道事業会計、病院事業会計

連結対象

地方三公社

つるぎ町土地開発公社

一部事務組合・広域連合

徳島県市町村総合事務組合、徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合、徳島県後期高齢者医療広域連合
美馬地区広域行政組合、吉野川環境整備組合、美馬環境整備組合、西阿老人ホーム組合
美馬食肉センター組合、美馬西部消防組合、美馬西部共立火葬場組合、美馬西部学校給食センター組合
美馬西部特別養護老人ホーム組合

第三セクター等

(株) 貞光ゆうゆう館、(株) ラ・フォーレつるぎ山、つるぎ町社会福祉協議会